

申請方法

- 申請方法：対象と思われる方に、7月下旬に申請書を送付します。

送られてきた申請書に必要事項を記入の上、「本人確認書類」と「指定した口座が確認できる書類」を添えて、申請期間内に返信用封筒にて郵送してください。（「子育て世帯臨時特例給付金」に該当する方で、児童手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。）

- 申請期間：平成26年7月下旬から6か月間

- 相談受付窓口：金沢市庁舎南分室 103 会議室

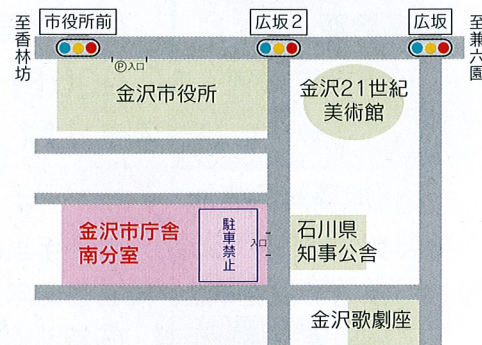
平成26年8月1日（金）～8月31日（日）

9:00～17:45（土・日含む）

各市民センター（近江町・本町を除く）

平成26年8月1日（金）～8月15日（金）

8:30～17:15（土・日除く）



※駐車場がありませんので
金沢市役所地下駐車場をご利用ください。

※平成26年1月1日時点で住民票が金沢市にある方が対象です。

給付金の受取方法

- 原則として、申請書に記載した指定口座に入金されます。

ご 注 意

- 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です（受け取るためには申請が必要です）。

- 原則として、申請期間外の申請や平成26年1月1日時点で金沢市に住民票がない方の申請は受け付けられません。

※基準日時点で金沢市にお住まいの方でいずれの市区町村にも住民票がない方については、平成26年1月2日以降であっても金沢市で住民票の手続を行えば申請を受け付けることができますのでご相談ください。

※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに金沢市にお住まいの方については、金沢市で申請を受け付けることができますのでご相談ください。

- 申請期間などは、各市区町村により異なります。金沢市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

問い合わせ先

- 申請方法に関するお問い合わせ

金沢市役所
臨時福祉給付金等専用ダイヤル

電話：076(261)6222

(9:00～17:45 土・日・祝日除く)

FAX：076(261)3004

- 制度に関するお問い合わせ

厚生労働省
2つの給付金専用ダイヤル

電話：0570(037)192

(9:00～18:00 土・日・祝日除く)